

豊川共生ネットみらい規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は、豊川共生ネットみらいと称し、事務局を事務局長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は、男女共同参画社会の形成の促進を目指し、各団体、グループ（以下「団体等」という）及び個人間の交流を通して各団体等の活動の活性化を促進するとともに、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前述の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 男女共参画社会実現に向けての調査・研究・提言・事業等
- (2) 会員相互の交流及び情報交換
- (3) 会員の社会参加の促進
- (4) 同一目的を有する他団体との交流
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する、豊川市を活動の拠点とするもしくは豊川市を活動の範囲に含む団体等を団体会員とする。（但し、政治、宗教、営利の目的を持つものは除く。）

- 2 本会は、第2条の目的に賛同する個人の入会を認め、これを個人会員とする。
- 3 団体会員及び個人会員をもって正会員とする。
- 4 団体会員は例会、事業に複数の参加ができる。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

代表複数名、理事10～20名、監事2名、事務局長1名、事務局員若干名

- 2 本会は顧問及びアドバイザーを若干名置くことができる。
- 3 役員は、理事会及び総会において選出し、理事会及び総会の承認を得る。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次に掲げるとおりとする。

- 2 代表は、本会を代表し、業務を総括する。
- 3 理事は、理事会を構成し、業務を総覧する。代表は理事であることを要する。
- 4 監事は、本会の事業並びに会計が公正に行なわれているかの監査を行う。
- 5 監事は、他の役員と兼務することができない。
- 6 事務局長は、事務局員と共に本会の事務（会計を含む）を行い、事務局を管理し、所務を司る。
- 7 役員は、団体会員の会員又は個人会員であることを要する。

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会、理事会、例会とし、代表が召集する。

- 2 総会は、年1回の総会及び必要に応じて開催する臨時総会とし、出席正会員の過半数をもって決する。
- 3 理事会は必要に応じて開催する。
- 4 例会は適宜開催し、勉強会、情報交換の場とする。

(加入及び脱会)

第9条 本会に加入しようとする団体等(団体会員)及び個人会員は、文書によって申し込み、理事会の承認を経て加入するものとする。

- 2 本会を脱会しようとする団体等(団体会員)及び個人会員は、事前に文書で届けなくてはならない。

(経費)

第10条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会費は、入会の時期を問わず年額すべてを納入するものとする。また、退会した団体等(団体会員)及び個人会員の既に納入された会費は、返還しないものとする。

(事業年度)

第11条 本会の事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則

この規約は2001年5月24日から施行する。

附則

この規則は第1条 第2条 第3条 第4条 第6条 第8条 第10条 第11条を、2004年5月20日一部改正し、同日から実施する。

運営の約束

会費は、団体会員は年額3000円、個人会員は年額2000円とする。

附則

この規則は第1条 第5条 第6条 運営の約束を、2007年5月13日一部改正し、同日から実施する。